保育短時間

保育料基準額表(令和5年10月1日~)

(単位:円)

	t	世 帯 の 階 層 区	分	保	育料(月	額)	月額延	延長保育料(区立	(単位:円) [保育園)
階層		所 得 等 の	条 件		~ 2歳児クラス	3歳児クラス以上	~2歳児	3歳児クラス	4歳・5歳児
Α		生活保護	₩ #	第1子 0	第2子 第3子		クラス		クラス
(備考3) B	A階層		院等世帯 (備考4)	0					
(備考3)	市区町村民税非課税世帯ひとり親等世帯以外			0					
C1 (備考3)	A階層の	の世帯を除く市区町村民税	均等割のみ課税世帯	3,100					
C2 (備考3)		市区町村民税所得割額 7,000	が 円未満相当の世帯	3,600					
C3 (備考3)		7,000 48,600	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	4,400				狐	
D1 (備考3)		48,600 52,500	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	8,000					
D2 (備考3)		52,500 55,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	9,900				反	
D3 (備考3)		55,000 60,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	11,200	第	幼		保	
D4 (備考3)		60,000 75,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	18,400	2 子	3 児 歳 教		本	
D5 (備考3)		75,000 97,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	22,900	以 降	児育		延長保育	
D6	A	97,000 115,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	25,800	Ø	ラ 保			
D7	階層	115,000 130,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	28,400	保 育	ス 育 以 の		月	
D8	の世	130,000 150,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	30,600	料 (は	上 無 (は 償		抗病	
D9	帯	150,000 169,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	33,000	延 か 長 か	延 `化 長 保 に		们的	
D10	を 除	169,000 185,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	35,100	保 り 育 ま	保育よ育り		は	
D11	く 市	185,000 200,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	37,200	料 せ	料は、		19	
D12	区	200,000 215,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	39,100	を ん 除 °	を か		利	
D13	町村	215,000 230,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	41,200	<u><</u>	くりま		Ħ	
D14	民税	230,000 245,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	42,900		せ ん		四	
D15	所	245,000 260,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	44,800		0		で	
D16	得割	260,000 280,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	46,400				去	
D17	課	280,000 301,000	円以上相当の世帯円未満相当の世帯	48,300				+	
D18	税世	301,000 340,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	52,200				ま	
D19	帯	340,000 397,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	59,000				ません	
D20		397,000 460,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	64,700					
D21		460,000 510,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	69,300				\sim	
D22		510,000 560,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	72,700				J	
D23		560,000 610,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	76,300					
D24		610,000 800,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	80,100					
D25		800,000 1,100,000	円以上相当の世帯 円未満相当の世帯	85,100					
D26		1,100,000	円以上相当の世帯	90,100					

(備考)

- 1. この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和4年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和5年度分とします。
- 2. 保育料の算定に際し、寄付金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 3. 原則として第2子・第3子基準額は、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合(年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です)の第2子・第3子に適用します。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A~D5階層(所得割額77,101円未満まで)の場合、第1子の保育料は無料となります。
- 4. B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子(父子)世帯または在宅障害児(者)のいる世帯のことを言います。
- 5. 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 6. 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。